

大空町クラウドサービスに係るアカウント取扱要綱

令和3年9月30日 教育長決定

(目的)

第1条 この要綱は、アカウントの取扱いについて統一的な取扱い方法を定め、管理の適正化を図ることを目的とする。

(使用方法等)

第2条 クラウドサービスは、授業及び学習活動、授業の技術向上のための研修及びこれに準ずる目的のために利用するものとする。

2 クラウドサービスを利用する場所は、原則として各学校からとする。ただし、学校長から自宅等での利用を認められた者は、自宅等での利用ができるものとする。

(遵守事項)

第3条 アカウントを交付された者（以下「アカウント利用者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) クラウドサービスを提供する事業者が定める利用規約、プライバシーポリシー等。
- (2) 自己の責任においてクラウドサービスを利用するものとし、このサービスを利用してなされた行為、及びその結果について、アカウント利用者またはその保護者が一切の責任を負うものとする。
- (3) 学校長は、学校職員ならびに児童生徒への遵守事項に係る説明について、児童生徒アカウントの交付手続き等に合わせて行うものとする。
- (4) クラウドサービスによるデータ保存について、クラウドサービスを恒久的な保存場所としない。
- (5) クラウドサービスに保存するデータについて、機微情報は一切保存しないこと。また、児童生徒の肖像（顔写真等）が映り込んでいる画像や動画等の取扱いについては留意すること。

(アカウントの形式)

第4条 学校職員及び児童生徒のアカウントの形式は教育委員会が別に定める。

(アカウントの管理)

第5条 クラウドサービスのアカウントは教育委員会が管理を行う。

2 クラウドサービスのアカウントは最長で小学校入学から高等学校卒業迄使用する。

- 3 クラウドサービスのアカウントの追加、異動、削除は教育委員会で行う。なお、転出者及び卒業生については転出後、個々でデータを取り出す期間を1ヶ月設けその後削除する。
- 4 大空町学校間で異動する場合は、前校でのアカウントを引き継ぐことを前提とする。
- 5 児童生徒のアカウント、教員用アカウント共に氏名変更があった場合は、教育委員会を変更を行う。

(パスワードの管理)

第6条 アカウント利用者は、パスワードを次により管理するものとする。

- (1) パスワードについて、他人に知られないように管理すること。
 - (2) パスワードについて、他人からの照会等に応じないこと。
 - (3) パスワードは8桁以上とし、半角英数、大文字、小文字、数字を混在させることが望ましい。
 - (4) パスワードは、推測できない不規則な文字列が望ましいが、児童生徒の利便性から法則性を持たざるを得ない場合は定期的に変更すること。
- 2 パスワードの発行及び変更権限をアカウント利用者各自とするか、アカウント取扱者の権限とするかについては、各学校のアカウント取扱者の判断によるものとする。

(禁止事項)

第7条 アカウント利用者は、クラウドサービスの利用に関し、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 懲戒処分の指針に抵触する行為
- (3) いじめにつながる行為
- (4) 機微情報の送受信

(利用停止等)

第8条 アカウント利用者は、前条に違反する事態または不正アクセスが生じたと認められる場合または生じたおそれがあると認められる場合は、学校長に報告するものとする。

- 2 アカウント利用者から前項の報告を受けた学校長は、すみやかに教育委員会に報告するものとする。
- 3 教育委員会は前項の報告があった場合は、当該アカウントの利用を停止することができるものとする。
- 4 学校長は、前3項について、経過等の記録を保存しなければならない。

(免責事項)

第9条 クラウドサービスの提供事業者に起因するサービスの変更、中断、障害等によりアカウント利用者に生じた損害については、教育委員会、学校長は責任を負わないものとする。

附 則

この要綱は、令和3年9月30日から施行する。